

参考様式第 3 0 及び参考様式第 3 3 の別添 3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 17 - 10 - 19
要綱上の事業名称	(20) 防災行政無線整備事業
細要素事業名	片岸地区防災行政無線増設事業
全体事業費	9,583千円 (7,666千円)
<p>【事業内容】 東日本大震災により被災した片岸地区において、防災行政無線屋外拡声子局 1 基を新設するものである。なお、本設備の設置箇所は浸水区域内となるものの、地震発生から津波が到達するまでの間に住民等へ速やかな避難行動を促すことを目的として整備するものであることから、十分な効果が期待される。</p> <p>【基幹事業との関連性】 東日本大震災に係る復興事業として、土地区画整理事業を実施している片岸地区は、建物の多くが全壊または半壊し、地盤沈下等の発生もあり、壊滅的な被害を受けた。また、この地区内にあった防災行政無線の屋外拡声子局も被災した。 当市の防災行政無線システムは、東日本大震災により沿岸部を中心に大きな被害を受けたため、平成24年度にデジタル方式で災害復旧事業を実施した。片岸地区については、高台を中心に被災を免れた家屋も一定数存在し、災害情報伝達手段の確保が急務であったことから、山側の高台に位置する住宅地等をカバーするため屋外子局を被災前の場所に原形復旧していた。 しかし、その後土地区画整理事業により海側にも市街地が形成されたため既存の子局ではカバーできず区域内に難聴地域が生じた。さらに海側には土地区画整理事業区域内の住民等の多くの人々の利用が見込まれる整備中の都市公園の他、区域内に居住する農業者が利用する農地等も難聴地域となることが確認された。 このため、本事業では、片岸地区の土地区画整理事業区域の難聴地域を始め、都市公園、農地等に、より明確に災害情報を伝達するため、屋外拡声子局 1 基を新設し、防災行政無線の聴取環境を確保するとともに、災害時における住民への正確かつ迅速な情報伝達体制の確立を図り、ソフト・ハード両面の生命優先の減災まちづくりを推進しようとするものである。 新設の屋外子局は、都市公園区域内の市有地に設置し、土地区画整理事業区域を始め、都市公園区域等の難聴地域をカバーすることにより、より良い聴取環境を確保するものとする。</p> <p>《工事概要》 防災行政無線屋外拡声子局 (H=14.5m) 新設 1 基</p> <p>【事業期間】 令和2年4月～令和2年12月</p>	

※ この様式は、原則として、参考様式第 3 0 及び参考様式第 3 3 の別添 2 に記載した細要素事業ごとに作成してください。

※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。

※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。